

公 示

次のとおり、公募します。

令和7年4月10日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長



1 公募内容

- (1) 健康管理手帳所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる事業
- (2) 事業の趣旨

がんなど、発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病にかかるおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) 石綿業務関係
- (2) 粉じん業務関係

3 委託事業の実施時期

令和7年7月1日から令和8年3月31日

なお、期間満了の2か月前までに意思表示をしない場合には、更に1箇年間自動的に更新し、以後も同様とする。

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術等の条件

長崎県内及び長崎県に隣接する地域の医療機関で、下記の選定基準を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関する研修を修了していることが望ましい。

(2) 臨床検査技師等健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

(3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

※「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」については、装備されていなくても、装備されている委託医療機関等を紹介することにより、検査実施体制を整備していると判断し、条件をクリアとする。

また、「標本染色用器具」「顕微鏡及び細菌培養器具」については、検査業者に委託することが出来る。

(イ) 石綿業務関係

a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置（らせんCT）

b 標本染色用器具

c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(ロ) 粉じん業務関係

a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置（らせんCT）

b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置

c 動脈血ガス分析装置

d 顕微鏡及び細菌培養器具

e 標本染色用器具

(4) (社) 全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、長崎労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限 令和7年6月13日（金）17時15分まで

(2) 意思表示先 長崎労働局労働基準部健康安全課 担当 江崎、廣瀬

(3) 意思表示方法 上記意思表示先へ「健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」（別紙）を提出し選定基準等の確認を受ける。提出の際は持参することとし、郵送する場合は書留とすること。なお、ファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 意思表示様式 意思表示先（電話：095-801-0032）にて交付する。

（長崎労働局ホームページよりダウンロード可能）

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、長崎労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結が出来ないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、長崎労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。

健康診断費の単価等については「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」によるものとする。

8 再委託の制限

(1) 委託契約の全部を再委託することはできない。

(2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、長崎労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

(1) 委託手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国内通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
- ③ 作成及び提出にかかる費用は全て応募者の負担とする。

(本件担当者、連絡先)

住所：〒850-0033

長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階

担当：長崎労働局 労働基準部 健康安全課 担当 江崎、廣瀬

電話：095-801-0032

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

所在地
名称

代表者名

印

健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る公募内容等の
条件を満たす旨の意思表示について

当病院は、貴局が公募する健康管理手帳所持者に係る健康診断のうち、粉じん業務、石綿業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。

なお、当病院は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当病院は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当病院は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当病院は、長崎労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他
「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等添付
① 医師の医師免許・認定証の写し
② 放射線技師及び臨床検査技師免許証の写し
③ 機械器具の存在及び使用状況等を示す文書写し

(担当者)
氏名
TEL

健康管理手帳所持者に係る健診項目健診単価

平成19年10月1日以降適用

業務の区分	回数	健診項目	単価
(1)労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第23条第1号、第2号又は第12号の業務 (ベンジジン、ペーターナチルアミン、ジアジジン)	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	① 問診及び尿沈渣検鏡を行ったもの 6,500円 ② 4号及び5号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 4,000円 ロ.膀胱鏡検査 8,400円 ハ.腎盂撮影検査 8,700円
(2)労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務 (じん肺法に規定する粉じん)	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ)による検査 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。 但し、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。	① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円 ② 肺機能検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.スパイロメトリ及びフローボリューム曲線検査 3,200円 ロ.動脈血ガス分析検査 4,500円 ③ 結核精密検査で以下項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.結核菌検査 4,400円 ロ.蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査 600円 ハ.特殊エックス線検査のうち I 側面像の単純撮影 2,000円

		<p>3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又かかっている疑いがある者については結核精密検査。</p> <p>エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者（肺結核以外の合併症に関する検査を受けることが必要であると認められた者に限る。）については、肺結核以外の合併症に関する検査。</p> <p>ただし、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。</p>	<p>Ⅱ断層撮影 コンピューター 19,200 円 その他 5,700 円</p> <p>Ⅲ赤血球沈降速度検査 1,500 円</p> <p>Ⅳツベルクリン反応検査 900 円</p> <p>④ 肺結核以外の合併症に関する検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額</p> <p>イ.結核菌検査 4,400 円 ロ.蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査 600 円 ハ.喀痰細胞診を行った場合 4,000 円 ニ.特殊エックス線検査のうち Ⅰ側面像の単純撮影 2,000 円 Ⅱ斜位像の単純撮影 2,000 円 Ⅲ断層撮影 コンピューター 19,200 円 その他 5,700 円 Ⅳ気管支造影 9,500 円</p>
<p>(3)労働安全衛生法施行令第 23 条第 4 号の業務（クロム酸）</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400 円</p> <p>② 5 号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.特殊撮影法によるエックス線検査の断層撮影 コンピューター 19,200 円 その他 5,700 円</p>

		<p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査</p>	<p>ロ.喀痰の細胞診 4,000 円 ハ.気管支ファイバースコピー検査 30,000 円 ニ.気管支鏡検査 6,000 円 ホ.生検及び病理学的検査 14,400 円 ヘ.皮膚の病理学的検査 16,400 円</p>
<p>(4)労働安全衛生法施行令第 23 条第 5 号の業務 (砒素)</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、毛髪もしくは尿中の砒素量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400 円 ② 5 号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.肝機能検査 2,900 円 ロ.赤血球系の血液検査 700 円 ハ.毛髪又は尿中の砒素量の測定 7,000 円 ニ.特殊撮影法によるエックス線写真の検査 5,700 円 ホ.喀痰の細胞診 4,000 円 ヘ.気管支ファイバースコピー検査 30,000 円 ト.気管支鏡検査 6,000 円 チ.生検及び病理学的検査 14,400 円 リ.皮膚の病理学的検査 16,400 円</p>
<p>(5)労働安全衛生法施行令第 23 条第 6 号の業務 (コールタール)</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400 円</p>

		<p>3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査</p>	<p>② 5号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額</p> <p>イ.特殊撮影法によるエックス線検査の断層撮影</p> <p>コンピューター 19,200円</p> <p>その他 5,700円</p> <p>ロ.喀痰の細胞診 4,000円</p> <p>ハ.気管支ファイバースコピー検査 30,000円</p> <p>ニ.気管支鏡検査 6,000円</p> <p>ホ.生検及び病理学的検査 14,400円</p> <p>ハ.皮膚の病理学的検査 16,400円</p>
(6)労働安全衛生法施行令第23条第7号の業務 (ビス(クロロメチル)エーテル)	6カ月に1回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 たん、せき、胸痛、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円</p> <p>② 5号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額</p> <p>イ.特殊撮影法によるエックス線検査の断層撮影</p> <p>コンピューター 19,200円</p> <p>その他 5,700円</p> <p>ロ.喀痰の細胞診 4,000円</p> <p>ハ.気管支ファイバースコピー検査 30,000円</p> <p>ニ.気管支鏡検査 6,000円</p> <p>ホ.生検及び病理学的検査 14,400円</p>
(7)労働安全衛生法施行令第23条第8号の業務	6カ月に1回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円</p>

(ベリリウム)		<p>れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 肺活量の測定</p> <p>5 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、胸部理学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中もしくは血液中のベリリウム量の測定、皮膚貼付試験又はヘマトクリット値の測定</p>	<p>② 6号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額</p> <p>イ.肺換気機能検査 2,300円</p> <p>ロ.肺拡散機能検査 2,900円</p> <p>※イ・ロ併せて実施の場合 3,900円</p> <p>ハ.心電図検査 1,800円</p> <p>ニ.尿中又は血液中のベリリウムの量の測定 7,000円</p> <p>ホ.皮膚貼付試験 200円</p> <p>ハ.ヘマトクリット値の測定 1,700円</p>
(8)労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務（ベンゾトリクロリド）	6カ月に1回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ線の肥大、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいい、左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。）による検査</p>	<p>① 問診及びエックス線写真（正面及び側面）の検査を行ったもの 8,500円</p> <p>② 5号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額</p> <p>イ.特殊撮影法によるエックス線検査の断層撮影</p> <p>コンピューター 19,200円</p> <p>その他 5,700円</p> <p>ロ.喀痰の細胞診 4,000円</p> <p>ハ.気管支ファイバースコープ検査 30,000円</p> <p>ニ.気管支鏡検査 6,000円</p> <p>ホ.生検及び病理学的検査 14,400円</p>

		5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）、頭部のエックス線写真による検査、血液検査（血液像を含む。）リンパ線の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	A. 頭部のエックス線写真の検査 2,000 円 B. 血液検査 1,000 円 C. リンパ線の病理組織学的検査 12,000 円 D. 皮膚の病理組織学的検査 16,400 円
(9) 労働安全衛生法施行令第 23 条第 10 号の業務（塩化ビニル）	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、肝疾患、疼痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛、肝又は脾の腫大等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 肝機能検査（血清ビリルビン、GOT、GPT、AL-P） 5 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、血小板数、r-GPT、ZTT、ICG、LDH もしくは血清脂質の検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、肝もしくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査	① 問診、エックス線写真及び血液検査（ビリルビン、GOT、GPT 及び ALP）の検査を行ったもの 10,100 円 ② 6号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 I. 血小板数検査 400 円 D. r - GPT 検査 200 円 H. ZTT 検査 200 円 E. ICG 検査 1,200 円 H. LDH 検査 200 円 A. 血清脂質検査 1,000 円 B. 特殊な撮影法によるエックス線写真断層撮影 コンピューター 19,200 円 その他 5,700 円 C. 肝又は脾のシンチグラムの検査 16,000 円 D. 中枢神経系の神経医学的検査 4,900 円

<p>(10) 労働安全衛生法施行令第 23 条第 11 号の業務 (石綿)</p>	<p>6 カ月に 1 回 (右欄第 5 号の特 殊な撮影 法による 胸部エッ クス線写 真による 検査につ いては原 則年 1 回)</p>	<p>1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部エックス線直接撮影による検査 5 胸部エックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影 (石綿による線維増殖性の変化によるものを除く) がある場合で医師が必要と認めるときは、特殊な撮影による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコピー検査もしくは気管支鏡検査 (医師が必要と認める場合は生検及び病理学的検査)</p>	<p>① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400 円 ② 5 号の検査で以下の項目を実施した場合はそれぞれの項目の額を加算した額 イ.特殊な撮影法によるエックス線写真検査の断層撮影 コンピューター 19,200 円 その他 5,700 円 ロ.喀痰の細胞診 4,000 円 ハ.気管支ファイバースコピー検査 30,000 円 ニ.気管支鏡検査 6,000 円 ホ.生検及び病理学的検査 14,400 円</p>
<p>(11) 労働安全衛生法施行令第 23 条第 13 号の業務 (1,2-ジクロロプロパン)</p>		<p>1 業務の経歴の調査 2 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査 (血清総ビリルビン、GOT、GPT、γ-GTP、ALP) 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9 等の血液中の腫瘍マーカーの検査</p>	<p>①問診及び血液検査 (総ビリルビン、GOT、GPT、ALP 及び γ-GTP) を行ったもの 8,300 円 ②腫瘍マーカーの検査を行った場合 3,500 円 ③腹部の超音波検査を行った場合 6,400 円 ④特殊な撮影法による腹部のエックス線写真の検査のうちで、腹部コンピューター断層撮影を行った場合 19,200 円 ⑤腹部の磁気共鳴コンピューター断層撮影を行った場合は 3 テスラ以上の機器による場合</p>

			<p style="text-align: right;">22,000 円</p> <p>1.5 テスラ以上 3 テスラ未満 の機器による場合</p> <p style="text-align: right;">21,400 円</p> <p>それ以外の機器による場合</p> <p style="text-align: right;">16,800 円</p>
(12) 労働安全衛生 法施行令第 23 条第 14 号の業 務(オルト-トル イジン)	6 カ月に 1 回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状 又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 尿中の潜血検査</p> <p>5 尿沈渣^き検鏡の検査</p> <p>6 尿沈渣^きのパパニコラ法による細胞 診の検査</p> <p>7 前各号の調査又は検査の結果に基 づき、医師が必要と認める者につい ては、膀胱鏡^{ぼうこう}検査、腹部の超音波に よる検査、尿路造影検査等の画像検 査</p>	<p>①問診、尿中の潜血検査及び 尿沈渣検鏡の検査を行ったも の</p> <p style="text-align: right;">6,500 円</p> <p>②尿沈渣のパパニコラ法によ る細胞診の検査を行った場合</p> <p style="text-align: right;">4,000 円</p> <p>③膀胱鏡検査を行った場合</p> <p style="text-align: right;">8,400 円</p> <p>④腹部の超音波による検査を 行った場合</p> <p style="text-align: right;">6,400 円</p> <p>尿路造影検査を行った場合</p> <p style="text-align: right;">8,700 円</p>

その他

- ① 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において 3,000 円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。
- ② 気管支ファイバースコピー検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価 5,400 円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は 1,000 円を、コンピュータ断層撮影の場合は 5,400 円を、それ以外の断層撮影の場合は 1,200 円を加算する。
- ③ 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせん CT 検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3 月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。この複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を 5,400 円とする。
- ④ 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3 月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。この放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として 3,000 円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価 5,400 円に加え、その画像の診断料として、胸部エックス線直接撮影の場合は 1,000 円を、コンピュータ断層撮影の場合は 5,400 円を、それ以外の断層撮影の場合は 1,200 円を加算する。
- ⑤ 健康診断の受診日時の調整、案内及び健診結果通知等に伴う事務費相当分として、健康診断実施者 1 人当たり 1,000 円を加算する。
- ⑥ 健康診断の結果、手帳所持者ががん等の重篤な疾病に罹患している可能性がある場合、労働局長が認めた場合に限り、健康診断単価表に記載する検査項目において、手帳の種類を問わず、検査項目の追加を承認することがある。